

新型コロナウイルス感染拡大防止のための埼玉県立大学研究活動制限の指針（2021.1.15改定）

レベル (研究活動制限のレベル)	0	0.5	1	2	3	4
	通常	一部制限	制限-小	制限-中	制限-大	構内活動の原則停止
研究活動 ・各研究者は、研究活動制限の指針を考慮して、自身の研究活動の最終判断を行う。 ・詳細は別表1～4を参照する		感染拡大に最大限の配慮をして、研究活動を行うことが可能	研究活動は続行できるが、感染拡大に最大限の配慮をしつつ、学生・研究員・研究補助者は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅で作業することを検討する必要がある。	現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究関係者のみが立ち入りが許可。立ち入る研究関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究関係者は、原則自宅での作業とする。 政府・埼玉県から時間を指定した外出自粛要請がある場合は、自宅外での研究について原則それに従う。	以下の研究スタッフ（事情によっては大学院生・研究員も可）のみ研究施設への立ち入りが許可 1) 中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長期間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ 2) 進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ 3) 生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理など研究材料の維持あるいはサーバーの維持のために一時的に入室する研究スタッフ* 政府・埼玉県から時間を指定した外出自粛要請がある場合は、自宅外での研究について原則それに従う。 * 研究スタッフ：研究責任者・研究分担者	研究機能の最低限の維持のために、管理者（施設管理者）、及び共同実験施設管理者などの許可の下で、生物の世話、液体窒素の補充、冷凍庫修理、サーバー保持などを目的に、一時的に入室する研究スタッフ*のみの立ち入りが可能 * 研究スタッフ：研究責任者・研究分担者

新型コロナウイルス感染拡大防止のための埼玉県立大学研究活動制限の指針（2021.1.15改定）【別表1】

レベル（研究活動制限のレベル）	0	0.5	1	2	3	4	
総合（大学の施設制限の程度を表したもの）	通常	一部制限	制限・小	制限・中	制限・大	場内活動の原則停止	
研究計画への見直し	-	レベル2の環境下で実施できる研究への見直しの可否を実施。 ・レベル1の環境下で推進できる研究への見直しの可否を実施。 ・見直し計画には、実施が困難なレベルに上がった際に24時間以内に研究施設を利用しない体制に移行できる過程を含めて見直す。 *研究施設を利用しない体制=研究責任者（教員）だけで研究が管理できる状態（安全を考慮した最小組織で管理運営）。 研究見直しに関する入構者制限及び研究中の感染予防対策の指針は、別表2を参照 動物実験室、共同実験施設の利用にあっては、別表3を参照	レベル1の環境下で実施できる研究への見直しの可否による対応。 ・レベル3、4段階に上がったとき24時間以内に研究施設を利用しない体制とできる計画を含む。ただし、レベル3での継続の必要性は安全性と中断の損失を考慮した大学の判断が必要。 否：レベル1までの研究継続計画の立案か、研究の申込/延期の申請	レベル1の環境下で実施できる研究 24時間以内に研究施設を利用しない体制に移行する。	レベル2の環境下で実施できる研究 24時間以内に研究施設を利用しなくてよい体制を作りながら研究を継続。	レベル3の環境下で実施できる研究 24時間以内に研究施設を利用しない体制を作りながら研究を継続する。	24時間以内に実験を行わない体制に移行し、その後は上記の作業のみとする。
研究の再開	-	自身の研究計画に基づいて、施設利用可能時に速やかに研究再開が出来るよう努める。 「学内施設利用による研究実施確認表」に記入後、再開する。	レベル0.5の環境下で実施できる研究 再度レベル1以上の状況になった際に24時間以内に研究施設を利用しない体制を作りながら研究を継続する。 レベル0.5の環境下で実施できない研究 研究施設を利用しない体制を維持しながら、通常時と判断されたときに速やかに研究再開できる準備を進める。	レベル1の環境下で実施できる研究 再度レベル2以上の状況になった際に1週間に内に研究施設を利用しない体制を作りながら研究を継続する。 レベル1の環境下で実施できない研究 研究施設を利用しない体制を維持しながら、施設利用可能段階時に速やかに研究再開できる準備を進める。	レベル2の環境下で実施できる研究 再度レベル3以上の状況になった際に24時間以内に研究施設を利用しない体制を作りながら研究を継続する。 レベル2の環境下で実施できない研究 研究施設を利用しない体制を維持しながら、施設利用可能段階時に速やかに研究再開できる準備を進める。	レベル3の環境下で実施できる研究 再度レベル4の状況になった際に24時間以内に研究施設を利用しない体制を作りながら研究を継続する。 レベル3の環境下で実施できない研究 研究施設を利用しない体制を維持しながら、施設利用可能段階時に速やかに研究再開できる準備を進める。	研究施設を利用しない体制を維持しながら、施設利用可能段階時に速やかに研究再開できる準備を進めます。
入構者の健康管理の基準	-	入構者の入構以前2週間の健康状態（体温管理も含む）と行動範囲の確認 入出講記録（様式2 入構記録表）	入構者の入構以前2週間の健康状態（体温管理も含む）と行動範囲の確認 来学方法の制限（原則、公共交通機関を使用を認めない。） 入出講記録（様式2 入構記録表）	入構者の入構以前2週間の健康状態（体温管理も含む）と行動範囲の確認 来学方法の制限（原則、公共交通機関を使用を認めない。） 入出講記録（様式2 入構記録表）	入構者の入構以前2週間の健康状態（体温管理も含む）と行動範囲の確認 来学方法の制限（原則、公共交通機関を使用を認めない。） 入出講記録（様式2 入構記録表）	入構者の入構以前2週間の健康状態（体温管理も含む）と行動範囲の確認 来学方法の制限（原則、公共交通機関を使用を認めない。） 入出講記録（様式2 入構記録表）	入構者の入構以前2週間の健康状態（体温管理も含む）と行動範囲の確認 来学方法の制限（原則、公共交通機関を使用を認めない。） 入出講記録（様式2 入構記録表）
学外での研究活動の基準	-	2週間の健康状態（体温管理も含む）と行動範囲の確認表を持参する事 ・研究実施者および協力者の感染リスクを最小限とする計画となっていること ・感染リスクの不安（症状など）を感じたことがないこと ・自身が濃厚接触者でないこと ・勤務している病院施設や、アルバイト先などで感染者が確認された場合は入構を制限する。 ・同居者、近親者、友人に罹患者、濃厚接触者がいないこと (原則、公共交通機関（電車、バス）を使用せずに入構可能なこと→レベル1以下) (過去3週間以内に国内旅行や県をまたいだ移動、海外渡航がないこと→一部学生、大学院生のみ該当)	2週間の健康状態（体温管理も含む）と行動範囲の確認表を持参する事 ※先方の所在地及び移動に関わる自治体等の警戒レベルと本学の警戒レベルを照合したうえで、各研究者の判断で行う。	2週間の健康状態（体温管理も含む）と行動範囲の確認表を持参する事 ※先方の所在地及び移動に関わる自治体等の警戒レベルと本学の警戒レベルを照合したうえで、各研究者の判断で行う。	2週間の健康状態（体温管理も含む）と行動範囲の確認表を持参する事 ※先方の所在地及び移動に関わる自治体等の警戒レベルと本学の警戒レベルを照合したうえで、各研究者の判断で行う。	2週間の健康状態（体温管理も含む）と行動範囲の確認表を持参する事 ※先方の所在地及び移動に関わる自治体等の警戒レベルと本学の警戒レベルを照合したうえで、各研究者の判断で行う。	2週間の健康状態（体温管理も含む）と行動範囲の確認表を持参する事 感染が認められた学内連携施設に1週間に内に立ち入りたった場合は訪問等を自粛する

新型コロナウイルス感染拡大防止のための埼玉県立大学研究活動制限の指針（2021.1.15改定）【別表2】

レベル（研究活動制限のレベル）	0 総合(大学の施設制限の程度を表したもの)	0.5 一部制限	1 制限・小	2 制限・中	3 制限・大	4 構内活動の原則停止
入構制限① 対象：所属教員、学振特別研究員（DC） 入構制限対象者は、安全に配慮された環境で必要業務のみ入構可	通常 -	入構者の健康管理の基準を満たした人のみ入構可	入構者の健康管理の基準を満たした人のみ入構可	入構者の健康管理の基準を満たした人のみ入構可	入構制限 研究の補助業務に関わる入構者の健康管理の基準を満たした人 (指導大学院生の研究業務を除く)	入構者の健康管理の基準を満たした施設管理業務を実施する教員のみ入構
入構制限② 対象：学部学生 大学院生 研究員（学内研究員制度の登録者） 名譽教授 入構制限対象者は、安全に配慮された環境で必要業務時のみ入構可（研究責任者が共同研究者の健康と行動を把握するために入構記録表の内容の確認し、退出時に書類を受け取る。）→発症時の行動確認のため	-	教育活動の制限に準じ、入構者の健康管理の基準を満たした人のみ入構可 学部学生、大学院生 入構制限の対象者 外部研究協力者（実験参加者） 内部研究協力者（実験参加者） 外部研究実施者（共同研究者）	教育活動の制限に準じ、入構者の健康管理の基準を満たした人のみ入構可 学部学生、大学院生 入構制限の対象者 外部研究協力者（実験参加者） 内部研究協力者（実験参加者） 外部研究実施者（共同研究者）	入構禁止の対象者 外部研究協力者（実験参加者） 外部研究実施者（共同研究者） 学部学生（教育活動の制限に準じる） 大学院生（他院生や教員の研究の補助業務） 入構制限の対象者 主研究業務の大学院生 (レベル3の環境下で実施できる研究者は除く)	入構禁止の対象者 大学院生・研究員・名譽教授 入構制限の対象者 レベル3の環境下で実施できる入構者の健康管理の基準を満たした研究者 (大学院生・研究員・客員教授)	すべて入構禁止
ヒトを対象とした研究実施におけるデータ収集の可否 感染の危険がある物理的距離、接触時間、研究室の換気を回避できない研究を想定		個人用防護具（personal protective equipment : PPE）を徹底して実施化	PPEを徹底して実施化	対象者を限定して一部可	データ収集の禁止	禁止
研究実施中の感染予防（距離と個人の防御について） 目的：研究実施中のヒトからヒトへの感染予防 感染の危険がある物理的距離、接触時間、研究室の換気を回避できない研究	-	研究実施中の感染予防の実施（ヒトを対象） ※データ収集時に物理的距離などを保てないとき 1) 研究実施前後の手洗いの徹底、換気の実施 2) PPE：ガウン（白衣）、マスク、手袋の使用徹底、 可能なあれば眼鏡、保護メガネやゴーグルも使用 3) 使用後の手袋、ゴーグル、マスクの処理の徹底 4) 使用後の保護めがねゴーグルの洗浄・消毒 5) 実施中以外の感染が予防できる物理的距離など の確保 研究実施中の感染予防の実施（動物・細胞を対象） 1) 標準的PPE：マスク、手袋、ガウンまたは白衣 2) 実施中以外の感染が予防できる物理的距離の確保	研究実施中の感染予防の実施（ヒトを対象） ※データ収集時に物理的距離などを保てないとき 1) 研究実施前後の手洗いの徹底、換気の実施 2) PPE：ガウン（白衣）、マスク、ゴーグルまたはフェイスシールド（眼鏡は不可）、手袋を必ず着用 3) 使用後の手袋、ゴーグル、ガウン、マスクの処理の徹底 4) 使用後のゴーグルの洗浄・消毒 5) 実施中以外の感染が予防できる物理的距離など の確保 研究実施中の感染予防の実施（動物・細胞を対象） 1) 標準的PPE：マスク、手袋、ガウンまたは白衣 2) 実施中以外の感染が予防できる物理的距離の確保	研究実施中の感染予防の実施（ヒトを対象） ※収集したデータの解析等を複数で実施する際に、 安全な物理的距離を保てない場合 1) 研究実施前後の手洗いの徹底、換気の実施 2) PPE：ガウン（白衣）、マスク、ゴーグルまたはフェイスシールド（眼鏡は不可）、手袋を必ず着用 3) 使用後の手袋、ゴーグル、ガウン、マスクの処理の徹底 4) 使用後のゴーグルの洗浄・消毒 5) 実施中以外の人との感染が予防できる物理的距離など の確保 研究実施中の感染予防の実施（動物・細胞を対象） 1) 標準的PPE：マスク、手袋、ガウンまたは白衣 2) 実施中以外の感染が予防できる物理的距離の確保	研究実施中の感染予防の実施（ヒトを対象） ※研究体制維持を複数で実施する際に、物理的距離を保てない場合 1) 研究実施前後の手洗いの徹底、換気の実施 2) PPE：ガウン（白衣）、マスク、ゴーグルまたはフェイスシールド（眼鏡は不可）、手袋を必ず着用 3) 使用後の手袋、ゴーグル、ガウン、マスクの処理の徹底 4) 使用後のゴーグルの洗浄・消毒 5) 実施中以外の人との感染が予防できる物理的距離など の確保 研究体制維持中の感染予防の実施（動物・細胞を対象） 1) 標準的PPE：マスク、手袋、ガウンまたは白衣 ※ただし複数名で実施する場合は上記基準に準ずる	研究体制維持中の感染予防の実施（ヒトを対象） ※研究体制維持を複数で実施する際に、物理的距離を保てない場合 1) 研究実施前後の手洗いの徹底、換気の実施 2) PPE：ガウン（白衣）、マスク、ゴーグルまたはフェイスシールド（眼鏡は不可）、手袋を必ず着用 3) 使用後の手袋、ゴーグル、ガウン、マスクの処理の徹底 4) 使用後のゴーグルの洗浄・消毒 5) 実施中以外の人との感染が予防できる物理的距離など の確保 研究体制維持中の感染予防の実施（動物・細胞を対象） 1) 標準的PPE：マスク、手袋、ガウンまたは白衣 ※ただし複数名で実施する場合は上記基準に準ずる

【別表3 実験動物管理者および管理者共同実験施設管理者の活動指針】

レベル（研究活動制限のレベル）	0 通常	0.5 一部制限	1 制限-小	2 制限-中	3 制限-大	4 構内活動の原則停止
総合(大学の施設制限の程度を表したもの)						
実験動物管理者の対応						
実験動物管理者は動物実験施設管理者の指示のもと、動物実験責任者ならびに動物実験実施者に対して各レベルに応じた対応（右表）を要請すると共に入退室記録の管理（別表4）を行う。その上で、これらの結果を共同実験管理部会長に報告、部会長がそれを研究推進委員会に報告						
動物実験施設入室対象者						
共同実験施設管理者および共同実験管理部会の対応						
・実験施設管理者は、共同実験管理部会長と共に、各レベルに応じた対応（右表）を実験者に要請するとともに入退室記録の管理（別表4）を行う。その上で、これらの結果を、共同実験管理部会長に報告、部会長が研究推進委員会に報告する						
共同実験施設入室対象者						

入退室記録 【別表4】